

京都市訓令甲第 22 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

京都市長 松井孝治

第3条第25号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)